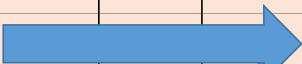
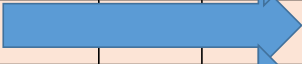
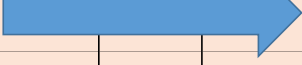
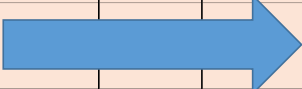
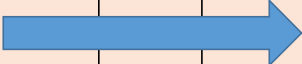


取組内容の実施状況と今後の予定について（詳細）

計画の体系			実施スケジュール	実施状況				
大項目	中項目	小項目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進	①自転車ネットワーク計画の策定（a.市街地）	・全体計画は、計画策定時より10年間とします。	◎ 策定済み				
		①自転車ネットワーク計画の策定（b.郊外部）	・全体計画は、計画策定時より概ね10年間とします。 ・整備優先度は、既存の12のサイクリングコースの利用頻度を考慮し設定します。	◎ 策定済み				
		②自転車通行空間の整備（a.市街地）	・計画策定時から概ね10年間とします。	-				
		②自転車通行空間の整備（b.郊外部）	・「矢羽根型路面表示」の配置計画の検討と試行（概ね2か年とします。） ・自転車ネットワーク路線への設置（計画策定時から概ね10年間とします。）	○ 令和5年度は石狩北部・増毛サイクルルートの一部に設置	基幹ルート及び地域ルートの整備を予定			
			・「案内看板」のデザイン及び設置計画の検討と試行（概ね2か年とします。） ・自転車ネットワーク路線への案内標識の設置（計画策定時から概ね10年間とします。）	○ 令和5年度は石狩北部・増毛サイクルルートの一部に設置	基幹ルート及び地域ルートの整備を予定			
			・「施設案内サイン」のデザイン及び設置計画の検討と試行（概ね2か年とします。） ・自転車ネットワーク路線への案内標識の設置（計画策定時から概ね10年間とします。）	-				
		⑥自転車マップの作成	・自転車マップのデザイン・連携方策の検討（概ね2か年とします。） ・自転車マップの作成、ホームページ、現地の案内看板との連携（計画策定時から概ね10年間とします。）	◎ 令和3年9月、広域サイクリングルートマップのリニューアル（日本語版・英語版） 令和4年11月に8,000部増刷				
		⑦自転車利用促進に関する広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	-				
【目標2】サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	施策8 サイクルスポーツ振興の推進	① 既設競輪場や公園等の有効活用 の促進	・「e-バイク」（電動アシストスポーツ自転車）の導入、活用（概ね2か年とします。）	◎ 令和3年10月、道の駅「あいろーど厚田」にe-fatバイクを3台導入				
	施策9 自転車を活用した健康づくりの推進	① 健康増進の広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	-				
		② 健康増進効果に関する調査研究	・調査研究の実施（概ね2か年とします。）	◎ 令和元年7月5日、北海道科学大学と連携し、自転車に乗ることによる健康への効果の調査研究を実施。				
	施策10 自転車通勤等の促進	① 自転車通勤の広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	-				
		② 地方公共団体の各機関における駐輪場の整備	・計画策定時より適宜実施します。	○ 令和4年2月、本庁舎及び厚田支所にサイクルラック配架				
【目標3】サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現	施策12 世界に誇るサイクリング環境の創出	① 官民連携による先進的なサイクリング環境の整備	・計画策定時より適宜実施します。	○ YouTubeでのプロモーション動画の製作・公開（令和元年度実施済）				
		② 広域的なサイクリングロードの整備	・計画策定時より適宜実施します。	◎ ・北海道のサイクルツーリズム推進に向けた取り組みとして、石狩北部・増毛サイクルルートのサイクリングマップを作成し広域ルートを登録した（令和元年度登録済）				
		③ サイクルトレイン等の実施検討	・計画策定時より適宜実施します。	- 交通事業者と連携したサイクリストの利便性向上の取り組みを実施予定				
		④ サイクリスト受け入れサービスの充実の要請	・計画策定時より適宜実施します。	○ サイクルラックや工具、タイヤチューブなどの備品設置箇所を拡大した				
【目標4】自転車事故のない安全で安心な社会の実現	施策13 安全性の高い自転車普及の促進	①安全性の高い製品購入につながる広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	-				
	施策14 自転車の点検整備の促進	①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	◎ 市の広報で周知を行った（令和元年度実施）				
	施策15 自転車の安全利用の促進	①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	・継続実施します。	◎ 市の広報で周知を行った（令和5年度実施）	令和5年度以降も継続実施			
		②交通安全意識向上を図る広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	◎ 市の広報で周知を行った（令和5年度実施）	令和5年度以降も継続実施			
		③ヘルメット着用の広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	◎ 市の広報で周知を行った（令和5年度実施）	令和5年度以降も継続実施			
		⑦自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発	・計画策定時より適宜実施します。	◎ 矢羽根型路面表示の整備箇所において、利用者への周知を行うため、通行ルール等を示したポスターを市の施設に掲示した。（令和元年度実施）				
		⑧公務員に対するルールの遵守の徹底	・継続実施します。	-				
		⑬交通安全推進委員等による指導啓発活動の推進	・年4回（春、夏、秋、冬）（自転車は夏（6月）、秋（10月）のみの実施）継続実施します。	◎ 令和5年度について自転車の轍（のぼり）を活用した指導啓発活動を実施。	令和5年度以降も継続実施			
	施策16 学校における交通安全教育の推進	①交通安全教室の開催	・継続実施します。	◎ 令和5年5月11日石狩市立紅南小学校、5月16日石狩市立花川小学校を対象にプロガイド（石塚裕也氏）による交通安全教室を開催。	令和5年度以降も継続実施			
	施策18 災害時における自転車活用の推進	②庁舎等への自転車配備	・継続実施します。	-				

※小項目の番号は国の自転車活用推進計画に合わせています

◎:実施済み、○:一部実施、-:未実施